

十六世紀太湖周邊地帯における官田制度の改革（上）

森 正 夫

一 問題の所在

二 二つの改革・「均糧」と「徴一」

— 蘇州府を通じて —

三 改革の展開

1 湖州府その一

2 常州府附鎮江府

3 湖州府その二

4 嘉興府

5 松江府

四 第三の改革

税糧徵收率と雑役勞働負擔編審率

五 改革の前提条件と改革推進官僚の意識

六 改革の評価

一 問題の所在

萬曆一七年（一五八九）、應天巡撫・都御史周繼、蘇州

知府石崑玉の作製になる「經賦冊」^①所載、「田糧斗則」の項は、蘇州府吳縣の△實在官民田地山蕩▽七一四一頃二九畝三分四釐五毫を、二二種の税糧徵收率（＝田糧斗則）別の地目に區分し、同時に各地目別の面積を附している。地・山・蕩など、正常な稻穀產出量をもたないと認められ、従つてその殆んどが輕微な徵收率を課せられている一八種の地目（そのなかには登録された土地總面積の約二〇％を占める「一升五合絲山蕩」一三六四頃一畝八分二毫が含まれる）を除くと、實質的にもつとも重要な徵收對象となる稻穀產出地の大部分は、△三斗四升四合田▽四一八五頃が占める。それに先立つこと八六年、弘治一六年（一五〇三）の、△吳縣實徵官田地等項▽三六三三頃有奇、△民田地等項▽三四七〇頃有奇、という地目分類は、^②もはやここ

では見られない。△實在官民田地山蕩▽という「官・民」は、かつて明朝の祖宗が行なつた土地支配原則の傳統を形式的にとどめる定冠詞にすぎない。康熙蘇州府志（卷二三・田賦一）が、萬曆四八年（泰昌元年、一六二〇）度、蘇州府下一州七縣の△實在官民田地蕩山塗灘潭池等項▽下の稅糧徵收率別地目について示すところも同様である。たとえば、弘治一六年、△官田地等項▽九六七〇頃、△民田地▽三七九二頃と記録されている長洲縣では、△實在官民田地山蕩▽一三二六一頃六五畝餘の壓倒的大部分、一一三八頃四八畝餘、八五％強が△三斗七升五合官田▽によつて占められるのであり、残る部分のうち、かつては「官田」と明確に對比された「民田」という名稱が、△二斗八升民田▽五六一頃餘としてかすかに痕跡を留めるにすぎないことが示唆するように、この、三斗七升五合（每畝）という一律の徵收率を擔う「官田」は、もはや、弘治一六年のそれとは全く意味内容を異にした、蟲様突起的な附屬物とさえいえるであろう。

明初の蘇州府下で、三七％強の「民田」と對比され、六三％強を占めていた「官田」という登録地目は、一六世紀

後半以降、地方官廳の實質的な徵收臺帳の上から、すでに消え去つていたのである。

同時に、「民田」自體もその名を失なつてゐる。「今存者、惟彼所屯田・學田・勳戚欽賜莊田、三者猶是官田……蘇州一府、惟吳縣山不曾均爲一則、至今有官山私山之名」（日知錄卷十・蘇松二府田賦之重）

嘉興府、湖州府、松江府、常州府、鎮江府等の、長江下流、太湖周邊に位置するかつての「官田地帶」において、事態は、すべて同じである。

十世紀以降、經濟發展の上で「先進地域」と呼ばれるこの地帯において、一四世紀後半、初期明朝權力が設置した「官田制度」は、一六世紀の半ばを過ぎる頃、完全に消滅し、そこには、清朝田賦制度が直接に依據した、萬曆年間の稅糧徵收體系がすでに成立していた。この變化は、「均糧」「均則」などと稱される稅糧徵收率の一元化を意圖した改革を基軸としてもたらされたものである。すでに、梁方仲（「一條鞭法」中國近代經濟史研究集刊・第四・第一期）、岩見宏（「明の嘉靖前後における賦役改革について」東洋史研究第十卷五號）、周良霄（「明代蘇松地區的官田與重賦問題」歷史研

究・一九五七年・第十期)、陳恒力(「明代蘇松地區農業經濟的若干變化」補農書研究附件第四)、山根幸夫(「一條鞭法と地丁銀」筑摩・世界の歴史・十二)の諸氏によつて概観されたこの改革を、改めて總括する目的は、最終的にはそれを通じて、十世紀以降、近代に至る迄の中國社會をも貫徹する封建的中央集權權力の「稅糧」徵收制度の根據を掘むことにある。

第二の稅糧ともいふべき徭役勞働の徵收とあわせて「稅役」と概稱されるこの制度は、「政府」及び「納稅者」農民諸層の兩者のもつ比較的すつきりした一見「近代的」な關係の實現形態である、というのが意識するとせざるとにかかわらず從來私たち研究者の無條件な前提となつていた。しかしながら、十世紀以降の稅糧及び徭役勞働徵收制度を統一し、辛亥革命に至るまでの中國におけるその最終的形態をもたらしした諸改革、すなわち、一六世紀、明朝正徳・嘉靖期からきわだつて開始される諸改革——一條鞭法から地丁併徵に至る——の過程は、稅役を、單にかかる「近代的」關係の實現形態だというように無批判に規定することの危険性を示唆するよう思われる。右諸改革の起點であり、他の地域のそれにも大きな影響を與えた「官田地帶」

における「均糧」及びそれと不可分離の關係で行われる一連の稅役制度改革の過程は、この基本的經濟地帶の「土地」をめぐる諸社會關係の性格を明らかにする何らかの手がかりとなるであろう。

資料の大半は、明代の地方志である。その資料批判は、主としてそれら地方志相互の比較によつて筆者が行なつたが、不十分な點も多いと思う。厳しい批判をお願いする。なお、本稿は、その實證的部分に關して、しばしば拙稿「明初江南の官田について——蘇州・松江二府におけるその具體像——」(上・下)・東洋史研究一九卷三・四號を前提とする。文中「前稿」と略稱するが、參照の勞をとつていただければ幸いである。

二 二つの改革・「均糧」と「徵一」

——蘇州府を通じて——

「官田」の消滅、從つて「民田」の解消は、「均糧」及びそれと密接に結びついた「徵一」と呼ばれる稅糧徵收制度の改革によつてもたらされた。

「均糧」とは田土毎畝あたりの稅糧徵收率(Ⅱ額)の一元化であり、「徵一」^①とは、稅糧として徵收される物品の

單位徵收量乃至單位徵收率（＝額）内における、質と量の固定化、より具體的には、税糧毎石乃至田土毎畝あたり銀若干・米若干という比率の設定である。

1 「均糧」

「均糧」が否定しなければならなかったものは、官田・民田の相異を核とする複雑多岐にわたった徵收率＝起科等則である。その現實については行文が追つてふれるであろう。ここではまず、「均糧」化實現の過程における具體的な操作を検討しよう。所與の改革の性格を規定するためには、煩瑣をいとわず立ち入った分析が試みられなければならない。

嘉靖一七年（一五三八）、蘇州知府王儀が作製した、吳縣分の「攤耗丈量田地冊」（崇禎吳縣志卷七田賦上）は、「均糧」のために地方官廳で用いられた帳簿として唯一つ私たちに遺されたものである。以下しばらくの敘述をこれに依據しよう。

吳縣の科糧田（原則として稻穀で納入し、又その量で計算される基本的税糧の徵收對象たる土地）は、四八五六頃六二畝餘——この他に、ただ、麥・絲・鈔で納入される山

・蕩二〇九八頃八一畝餘が存在する——。正米（賦役黃冊に登録されている舊來の正規の徵收率によつて納入さるべき税糧、附加税糧たる耗米と區別される）は、一二八八九三石餘である。先ず、このうちから、耗米部分を特に免除して正米のみの納入を定められていた「止徵正糧」山蕩五九七頃二畝餘、正米二六〇石餘を除外し、正常に耗米をも負擔していた、該加耗肥瘠相等田四二五九頃六〇畝について、その正米一二六二九一石餘、耗米若干石が合算される。この際、從來は、右正耗米の一定部分の代納のために割り當てられており、金花銀などのいくつかの名目で呼ばれていた銀兩＝折銀部分、所謂折銀米が、每一兩＝米二石の新らしい割合で換算しなおされ、税糧の中に改めて明確に固定化される。その上で、この折銀部分をも含めた正耗米の全體が「石」を單位にして合算され、計平米一四六五三〇石餘とされる。（この「平米」は、宣德年間、周忱の改革以來用いられて來た、正米・耗米の合計という形式を備えつつも、折銀部分の換算率切り替えと固定化によつて、その意味内容に變更を加えられたところの新概念である。）この合計平米額、すなわち新たに設定された「机上」の總徵收額を、上記該

加耗肥瘠相等田の面積で割ると、吳縣の新毎畝徵收率(額)が三斗四升四合となる。

次に、吳縣下の各田片に課せられた、官田・民田の相異を中核とする複雑多岐な徵收率(「斗則」とここでは名付けられる)を、一斗を單位として、七段階に整理し、各段階毎に、その面積と正米額を註記する。すなわち、

六斗以上田・若干頃畝・正米若干石。五斗以上田・若干頃畝・正米若干石。四斗以上田・若干頃畝・正米若干石。三斗以上田・若干頃畝・正米若干石。二斗以上田・若干頃畝・正米若干石。一斗以上田・若干頃畝・正米若干石。一斗以下田・若干頃畝・正米若干石。

となる。そして、各段階毎畝の徵收率が、一律に先の三斗四升四合になるように、正米の多少を考慮しつつ、耗米の割りあてを加減し、あるいは折銀米(米で表示された銀)に換算しなおしていく。この操作にあたつては、最初に折銀米を、舊換算率(銀一兩 $\parallel$ 米四石)で割り當て、次に新換算率(銀一兩 $\parallel$ 米二石)によつて、その數値を半減するという方法が重要なテコとなる。これが「各斗則を將つて、金花〔銀〕・田耗〔米〕と哀〔多〕益〔寡〕・扣算し、毎畝正耗米(かつての現實的な内容をもつた正米・耗米で

はなく、机上計算で新しく設定されたものである)三斗四升四合に、牽^{ヒキ}いて攤^{ナラシ}める」と表現される操作であり、「均糧」という概念の中核である。さらに、この操作に際しては、耗米を全ての場合、一對一の比率で本色米(現物の米穀で納入すべき部分)に換算し、正米を、あるいは、前述の新舊換算率で銀に、あるいは一對一の比率で本色米に換算するという手續きを加えられねばならない。實際は左のようである。

「六斗以上田」に對しては、原徵收率による正米總量を毎畝に平均すると、目標の三・四四斗をはるかに上回るの^で、耗米割當分は一切除外し、次に舊換算率による折銀米を割當て、もう一度換算率を二分の一にして、大幅な机上切り下げを行ない、毎畝平均、三・四四斗に一致させ、どうしても操作しきれなかつた分は、特別の措置で消化する。

六斗以上田。一三頃二四畝三分九釐一毫。正米九六九石六斗一升八合七勺。全派京庫金花銀二二七兩七錢九分五釐二毫五絲。每兩准米四石。該准正米九一一石一斗八升一勺。今改折銀每兩准米二石。實准平米四五五石五斗九升五勺。餘缺正米五八石四斗三升七合七勺。議於〔他斗則の〕耗米内通融包補訖。

「五斗以上田」。耗米なし。一部分を銀で換算處理、一部

分を本色米で換算處理。(七二八頃餘)

「四斗以上田。耗米なし。五斗以上と同様に處理。銀換算部分をより少なく本色米部分をより多くする。(八三〇頃餘)

「三斗以上田。耗米なし。五斗・四斗以上と同様に處理。銀部分をますます少なく、本色米部分をますます多くする。

三斗以上田。七二一頃七〇畝九分五釐一毫。正米二五七四四石八斗三升三合八勺。驗派京庫金花銀六三一兩一分三釐三毫五絲。每兩准米四石。該准正米二五二四石五升三合四勺。今改折銀每兩准米二石。實准平米一二六二石二升六合七勺。徵本色米二二二二〇石七斗八升四勺。共實派本折平米二四四八二石八斗七合一勺。

「二斗以上田」。耗米を割當てる。銀は割當てない。従つて正・耗米が、すべて本色米で計上される。(四七九頃餘)

「一斗以上田」。二斗以上と同様。耗米額増す(一〇一頃餘)

「一斗以下田。二斗以上、一斗以上と同様。六斗以上の田とは對照的に、原徵收率による正米總量を毎畝に平均すると、三・四四斗をはるかに下回るので、正米の五倍以上も

の耗米が割當てられる。(一三六四頃餘・從來の民田部分も多くここに含まれる)

以上が、嘉靖一七年、蘇州府吳縣においてその操作の特色に因んで「攤耗」と名付けられた「均糧」のメカニズムである。しかし、留意すべきは、この、七段階區分にもとづく操作は、あくまで、机上のもの、すなわち、一縣の「該肥瘠相等田」について、縣衙門乃至府衙門で作成された帳簿上でなされたものということである。一方で、神聖な「賦役黃冊」上に登録されて來た不可侵の複雑きわまる「起科等則」は、不動のままに置かれている。この「起科等則」(「舊來の稅糧徵收率、右の「斗則」はこの「起科等則」にもとづく」と、新たな「均糧」による徵收率との關係を明示して記録・保存することなくして、改革を行なうことは一切認められない。そのような黃冊の無視は、權力の傳統的「稅糧」徵收權の根據を覆えす行爲に外ならないからである。黃冊上の「起科等則」に束縛される故にこそ、七段階區分による操作が必要とされ、「攤耗丈量田地冊」がかかる内容をもつて作製されねばならなかつた。そのような形式の手續が踏まれた上で、現實の各土地「所

有」者からの徴収が、一元化された「三斗四升四合」によつて開始されたのである。したがつて、「六斗以上田」は銀で、「一斗以下田」は本色米で、「三斗以上田」は本色米と銀で、というごとき帳簿上の操作も、そのまま現實の徴収に適用されるのではない。七段階區分がかかる机上操作である以上、このように複雑な、銀・米配分率の設定は現實の過程では困難である。ここに、「均糧」Ⅱ徴収率の一元化とは、別箇の改革、「徴一」が必要とされ前提とされる理由がある。

2 「徴一」

嘉靖吳江縣志(卷九・土田)の記錄する「嘉靖一七年知府王儀刊定書冊」所載「秋糧八事」の最終項「以一定其則」は、「每平米一石、派徵本色米五斗三升・折色銀二錢三分五厘」とすこぶる簡単に、註記説明されている。一縣の「平米」總計若干石中における本色米總計若干石と折銀米總數若干石との比率が定められるならば、それを平米一石中の各々の比率に縮少することは容易であろう。平米一石中の折銀米若干斗を、銀一兩Ⅱ米二石の新換算率によつて銀若干錢に置き換えれば、吳江縣のごとき數値はただちに

導かれる。ここにみられる徴收物品の銀米への固定化とその比率の確定こそ、第二の改革の主要な内容である。これを「徴一」の原則とよぼう。康熙蘇州府志(卷二三・田賦一)が記錄する「嘉靖一七年巡撫都御史歐陽必進(鐸のあやまりである)・知府王儀核造經賦冊」所載「以八事定稅糧」の第八項「以徵一定其額」と、崇禎松江府志(卷八・田賦上)が記錄する「嘉靖一六年知府黃潤以八事定稅糧」の第八項「以徵一定其則」とは、同一の説明文を持つが、「凡ゆる金花・白銀・粗細布價は一例に均攤し、各衙門の正耗白糧は、石ごとに春辦米二斗を加え、頭緒を省去し、只だ本折兩項と作して派徵す」というその内容が意味する所は、「均糧」と併行するこの重要な改革の本質にふれると思われる。

「徴一」によつて改革されねばならなかった対象は、最も基本的な稅糧である秋糧の總徵收額を基準にして、戸部から各府へ徴収が命じられ、年々その量に變動のある、さまざまな種類の徴收物品の存在であつた。それらの物品の中、かつて夏稅として徴收されていた麥・豆・絲綿・戸口食鹽(鈔)・馬草などは、宣德八年(一四三三)應天巡撫周

枕の「加耗・折徴例」の制定以來、それぞれ一定の比率を以て米に換算され、秋糧正米の附加負擔である耗米（「加耗」の中に含めて徴收されることになっていたが、その他にも、「加耗折徴例」以來、一定の准米比率で米の代替徴收物品となつていた金花銀や、同じく一定の准米比率をもつて代納品となつていた、潤白三稜布、潤白綿布等の所謂「粗細布」「官布」があつた。この「官布」類には、その名目を帳簿に残したまま、嘉靖期には又各々一定の比率を以て銀で徴收されていたものも多かつたと思われる。さらに、成化二二年（一四八六）以來、南直隸の各府では、耗米の一部が一定の比率をもつて銀納化され白銀と稱されていつた。^⑨又、秋糧正米のある部分は、白熟粳糯米（精白したうるちやもちごめ）として、ある部分は糙粳米（玄米のうるち）として徴收された。そして、周忱以來、稅糧徴收率の高い重則官田部分には、實質負擔の輕くなる金花銀や官布類を代納させ、徴收率の低い所謂五升民田部分などには、實質負擔の重くなる白米類を代納させるなど、これら徴收物品は、徴收率と複雑にからみあつていた。豊かな生産力を持ち、同時に「官田地帶」であるが

故の「多種」であり「複雑」であつた。

蘇州府の西に連なる常州府知府應槿が嘉靖一六年（一五三七）に言う所はこの間の消息をこう傳える。

常年會計、奉戶部開坐稅糧・馬草・起・存各衙門本・折色數目到府、派屬徵運、原未立有法程、故輕可那重、重可那輕、奸弊百出、莫能查考、本府錢糧、有白細粳糯米、次等白粳米、有糙粳米、有金花、有白銀、有官布、田地斗則、有七斗六斗以下、有五斗四斗以下、有三斗二斗一斗以下、前周文襄公「枕」立法、七斗至四斗、則納金花・官布輕賣折色、二斗一斗、則納白粳糯米重等本色、因田則輕重而爲損益、法非不善也、但法久弊生、官司以情奉金花、姦富以利買金花、書算以官田作民田、輕則改重則、巧於飛詭、非一人一日所能查理、貧寒小民、吞聲認重則、納本色、雖欲告理而難于悉達者、勢則使然也、其夏稅麥・絲、每年分各會計、於秋糧田上徵辦、

さらに、前述のごとく、戸部から各府へ割當てられる諸稅糧の總額は年々變動し、その度ごとに、各府では耗米の比率を變えて、調整徴收しなければならなかつた。萬曆青浦縣志卷八、陸樹聲の上撫臺減糧額書は、松江府下の往時を追懷して次のようにいう。

本府華・上二縣、舊額正糧九十三萬餘石、每歲戶部割付、坐派兩京各衙門銀米、該府遵照、輕重加耗、算明造數、申呈撫

臺、會計覆算訖、發府派徵、查自嘉靖十五年以前、俱糧上加耗、每正糧一石、或加耗四斗、或五斗六斗、此係該部各年坐派不一、故加耗因之重輕、

このような不定・多種そして多量の諸税糧は、各府から、管下の州・縣へ、その原額米高（賦役冊所載の秋糧徵收率を基準にした秋糧正米總徵收量）にもとずいて、割當てられ、ここで、秋糧正米一單位に對する耗米比率や銀・布の准米比率が確定されるのである。この比率をもとに、各納糧戸は、自己の「所有」（假稱）の田片の持つ、さまざまな徵收率によつて、白米や糙米、金花銀や白銀や粗細布の折銀乃至現物を、その田片の面積毎に、正耗ともども納入しなければならない。因みに、嘉靖十五年松江府下上海縣における諸比率を、萬曆上海縣志・卷三・田賦によつて見ればこうである。

嘉靖十五年會計、本縣正糧每石加耗米五斗二升五合六勺八撮、金花銀每兩連加火耗解扣銀一・三分・准米四石、白銀每兩准米二石一斗、三梭布每疋價扛（銀）共銀六錢八分、闊白棉布每疋價扛銀共銀二錢八分・准米五斗八升八合、併於白銀內徵收（なお、白銀は、前述のように耗米の一部代替として發足したが、ここでは、本色の耗米とは別箇に獨立して扱われている。

その准米率は、蘇州府長洲縣では、その頃、每兩二石三斗である。

「徵一」の方法とは、いわば、以上のように複雑化した不安定な徵收物品の質と量に關する規定を改革した次のような一列の操作の總稱である、といえよう。^④ まず、毎年、戸部から各府へ坐派（割當てるの意）される諸税糧の總徵收額の平均的な數値を一應固定化し、それをもとに、さまざまな徵收物品（實際は多くさまざまな比率を以て銀・各種の米で徵收されており、一部では現物が殘存していた）を、全部一旦米に換算し、これを總平米額（量）若干石とする。この基本數値から、あるいは、もとの徵收率によつて算定された正米を引いた額が、新しい概念で耗米と設定される。あるいは、これから、新たにより簡明された准米比率による折銀米部分を引いて「本色米數若干石」を算出し、その折銀米部分を銀で換算して「折色銀數若干兩」を算出することとできる。このようにして新しく固定化された一府の正米數と耗米數、その合計としての平米數（量）をもとに、毎畝徵收率が一元化乃至二元化されている府下の各縣では、毎畝あたり平米若干量という畫一徵收が可能となり、

一元化乃至二元化以前の府下の各縣では、每畝あたり耗米若干量というふうに、變則的部分的な畫一徵收が可能となる。又、いずれの場合でも、一縣の「銀・米」數に應じて平米一石内の銀若干兩、米若干石の比率が簡單に算出できるので各戸の納入總平米數の内部でも、銀若干・米若干という比率が簡單に算出し得ることになる。とくに徵收率が一元化乃至二元化されている府下の各縣では、每畝あたり、銀若干量・米若干量という單純明快な徵收^②納入が可能となる。所謂「以^③徵一^④定^⑤其^⑥則^⑦」とは、税糧每徵收單位(あるいは石、あるいは畝)内の徵收物品の質と量とを一つの原則の下に固定化すること、と解釋さるべきであらう。

嘉靖一六年(一五三七)三月、前年十一月に着任した應天巡撫歐陽鐸は、その管下であり、蘇・松・常・鎮の「官田地帶」を包括する南直隸諸府縣の長官を集めて會議を開催し、この「徵一」の基本原則を決定した。^⑧七ヶ月後、この原則は一書として上梓される。この「書」冊は、「徵一」に必要な、税糧徵收對象たる田土等の面積の確定(「原額稽始」「事故除虛」、各地目別の(田部分については、とくに耗米の量による三段階別が付加される) 税糧徵收額と徵收物品

の確定(「分項別異」、正・耗部分からなる平米の總徵收額とその額に應じる二大徵收物品即ち本色米・折色銀の各徵收額の確定(「歸總正實」)を、「坐派起運」「運餘撥存」「存餘考積」等の税糧運輸及び保存に關する諸額の確定、及び「徵一」の原則の確定(「徵一定額」、とともにその主要内容の一つとしてしている。これに各縣各府ごとの具體的な數値を入れた應用普及版、すなわち、「經賦冊」乃至「賦役冊」が、歐陽鐸や、當時の知府の名を冠せられて、各地方志に記録されているのは、きわめて當然な歸結である。岩見宏氏がかつて概論された「徵一法」の税糧に關する部分は、このように、獨自の明確な意圖と内容をもつたものとして改めて評價されねばならない。

なお「徵一」が税糧徵收方法の簡明化を志向し、且つ、その原則を決定した會議が「湖州府の均耗乃至攤耗」に學んでいる以上、同府の採用した、「官・民への税糧徵收率二元化」を、會議に参加した各府が施行したとしても不思議はない。應天府下江浦縣では嘉靖一六年、歐陽鐸の主宰した會議の結果として、官・民二元化(「二元化」)の施行が記録されており、高淳縣では歐陽鐸の指示下で一七年

に、溧陽縣では、歐陽鐸と知縣呂光洵の名で一七一年に、ともに丈量と同時に同じ二則化が行なわれる。高淳縣志によれば、府下一圓に、丈量と二則化が行なわれているという。^④後述のように常州府下の各縣も一六年、二則化を施行する。松江府、鎮江府では、「徴一」のみが行なわれた。

かくして、税糧徴收対象としての田土毎畝の負擔が二元化（均糧を併用した蘇州府では一元化）されると、第二の税糧たる銀納部分徭役労働を田土毎畝へ、二元乃至一元の編審率で直接賦課し得る條件が生まれる。「經賦冊」乃至「賦役冊」が、徭役労働部門についても規定を有する根據がここにある。

又、すでに明らかなように「均糧」による一元化、乃至かかる二元化をも含めて、徴收率の簡明化に際しては、しばしば「丈量」、すなわち、税糧徴收対象として地方官廳の帳簿に登録された土地の種類・面積・原定徴收率の再調査による確定（清理田額）が先行した。後述（下）のように、この期の當地方における「丈量」の提起は、「均糧」乃至徴收率の簡明化を必らずしも意圖するものではなかつたが、「均糧」の目的が究極的には税糧徴收額の維持にある

以上、さらに「均糧」によつて一元化される毎畝の負擔量を不當な隱匿の摘發によつて少しでも引き下げたためにも、「丈量」の併用が王儀・歐陽鐸によつて推進された。

やがて蘇州府につづいて、常州府、嘉興府、松江府でも「均糧」と同時に「丈量」が行なわれる。そして、この「丈量」の施行は、「均糧」に對する「特權的土地所有」の抵抗の隠された理由であつたと思われる。

3 蘇州府における「均糧」と「徴一」の結果

「丈量」を大前提とする蘇州知府王儀の税糧徴收制度改革は、嘉靖一五年（一五三六）年、彼が再任すると同時に、まず「丈量」から着手され、一六年、「徴一」の原則が巡撫歐陽鐸主宰下の會議で決定されるやそれと不可分離の關係をもつて「均糧」Ⅱ「攤耗」も共に立案され、嘉靖一七年には、ほぼ完成したものと考えられる。萬曆嘉定縣志の卷首・凡例及び卷五・田賦上は、一五年における同縣下の丈量の開始を記録し、嘉靖太倉州志・卷五・戸田は、「斗則一而賦平、由之而牽耗、又由之而差役」という成果をもたらし、^⑤「石江歐公〔歐陽鐸〕と肅菴王公〔儀〕の改革が、「嘉靖一七年五月に至つて事竣つた」と記録す

る。更に、「徴一」の施行原簿たる「經賦冊」が吳縣では嘉靖一七年、同内容の某「書冊」が吳江縣でも同年に刊定されており、「丈量」と「均糧」の原則確定を内容とする「攤耗丈量田地冊」は、同じく一七年に吳縣で刊定されたと、諸縣志は記録している。

以上の二つの改革、「均糧」化と「徴一」化によつて、蘇州府下各縣における税糧の徴收は、毎田一畝あたりの、畫一化され、固定化された米・銀徴收率（額）を持つていた。まず、「均糧」についていえば、嘉靖一七年迄に蘇州府下の各縣では、縣下の、「該肥瘠相等田」部分について、吳縣の場合と同様の操作が試みられた結果、その毎畝税糧徴收率（額）は、ほぼ三斗臺前後の一則乃至二則に固定化されることとなつた。嘉靖二十一年（一五四二）補刊された正德姑蘇志・卷一五・田賦・税糧項下に細字で書き入れられた割註は、まさに今次の「攤耗・丈量」の結果を示したものに他ならない。「吳縣毎畝攤徵平米三斗四升四合」以下を「斗」單位で再録すると、長洲縣三・七五斗、崑山縣三・三五斗、常熟縣高鄉二・八一斗、低鄉二・一八斗、吳江縣三・七六斗、嘉定縣三斗、その餘薄田

二斗、太倉州二・八斗となる。

「徴一」の結果は吳江縣の記録が端的に示している。すなわち嘉靖一七年の蘇州府下吳江縣における「均糧・徴一」ののち、九年を経た同二六年に死んだ同縣の人、周用が、この改革の直後に語る所によれば、毎畝米二斗・銀九分が徴收率（額）として課せられている。銀九分は、米Ⅱ銀新換算率では米一斗七升六合に近似し、二斗と加算して三斗七升六合、すなわち前出の吳江縣の基準徴收率（額）そのままである。

三 改革の展開

1 湖州府その一——展開の起點——

太湖周邊の「官田地帶」において、「均糧」・「徴一」と概括しうる改革はどのように展開されていったか。その過程自身がこの改革のもつ意味を明らかにするであろう。

蘇州知府王儀は、今次の改革に關する「凡ての奏議・書呈・問辨の上下より得る者若干言」を一冊の「清理田糧錄」にまとめた序文（康熙蘇州府志・卷二三・田賦所收「蘇州府清理田糧錄序」萬曆崑山縣志・卷八・遺文にも嘉靖十九年の日

付で同内容のものが收録されている)で、

「饑再守蘇郡之三年、量田攤耗之議以行、……且夫量田之議、大臣疏于朝而得請、牽攤之法、隣守試于湖而有徵、邇而舉之、亦何難哉」

と述べる。

正徳一四年(一五一九)府下烏程縣の糧・塘・里・老たる王元等の連名による呈文を受けた湖州知府劉天和の申文にもとずき、都察院右僉都御史・巡視浙江の任にあつた許庭光は、同府下の官民田・地・山・蕩を、先年知府であつた趙登の申請した方に倣い、「各のおの均しくして一則と爲^ス」るように、戸部をして討議せられたし、という要望を最初の部分に含んで上奏する^⑧。この、田・地・山・蕩各々の一則化^⑨税糧徵收率一元化が湖州府で實現するのは、後述のように約二〇年後、嘉靖二〇年(一五四一)、知府張鐸の提案を契機としてであるが、ここに意圖された「一則」化は、十六世紀における太湖周邊「官田地帶」における改革を最初に提起したものとして注目される。

上奏は、現實の問題點をこう認識する。

該府秋糧田則、果有四千四百四十七則、仰惟祖宗立國之初、

所以分田授民、因土定賦、爲萬世生養之計者、其法令嚴明、規制弘遠、至今猶可想見也、近年以來、民僞日滋、舊法寢廢、富者田連阡陌而貪併之心未厭、貧者地無錘劉而徵科之逼轉甚、故逃亡漸衆、訟獄繁興、國賦虧倍、圖籍變亂、而小民之受苦、殆有不可勝言者矣、孔子曰、不患寡而患不均、今湖州之民所患者、豈但不均而已、難貧之極、相聚亡耻、苟延性命、無所不至、如蒙伏念湖州係財賦所出重大地方、乞勅該部計議……

複雑多岐にわたる税糧徵收率の存在^⑩を媒介とする、「民僞日に滋し、舊法寢うやく廢す」という狀況、激化する農民層の「片面的」(所謂「兩極」ではなくて上昇轉化部分のない)分解、その中で税糧徵收が危機に瀕していく現状等々を、私たちは、抽象的な漢文表現の中にも、感得することができ。すなわち、徵收率の多元化は、一つにはここに暗示されているように、官田・民田の徵收率の相異にもつとも端的にみられる税糧負擔の不均等そのものとして結果する。地・山・蕩・灘等を除く田土部分の二四・二六%、それらの部分を含めた全税糧徵收対象地の二七・二四%という湖州府官田の比率は、「官田地帶」といい得るだけの高さをもっているが、全府の五〇%以上が官田化している蘇・松二府と比較する時には、相對的に低く、従つて高率^⑪

重額部分と、民田を主體とする低率輕額部分との對比及び負擔の不均等は、より尖鋭に意識されていたはずである。(因みにこのような事情は嘉興府のものでもあつた。)

知府劉天和が、翌正徳一五年、別の上奏で述べるところは、この點を確認させる。

(嘉靖湖州府志・卷一・郡紀・正徳一五年知府劉天和請均派京庫折銀)

「本部積年逋負、數累億萬、至煩部使督催、經年累月、猶不能償、其間斃於桎梏、殞于囹圄、自投於溝壑者、不可勝數、追呼愁苦之聲盈目、浙之諸郡言逋負者、莫如〔府下〕烏程歸安等東七千西八千等圩、田土荒蕪彌望、……夫以湖郡素稱富庶、而其弊至此、臣嘗博采民情、遍稽案牘、而知其故、曰糧稅之繁重爾、何以言之、一府正糧四十六萬餘石、蓋居十之六矣、民地田利不殊、而官田租稅倍徙、以故多荒蕪包賠之累、重以〔府下〕孝豐〔縣〕大盜甫除、習俗未改、獄案繁興、公私俱困、浙之諸郡言多事者莫先焉、

第二に、徵收率の多元化による稅糧負擔の不均等をカバーするためにこそ、耗米・折銀などの分配が、さらには雜役勞働の賦課が調節されねばならなかつたが、多元化した徵收率自體がすでにそれらの分配・調節の作業を困難にし、又かかる複雑化した作業の過程の存在こそ、前引常州

府知府應楨の發言もふれ、後述もするように、徵收機構に巢喰う胥吏層を媒介とする不正行爲を常に誘發する。さらに、所有關係の移動が累積し、安價な官田を高く賣るため、「以官(田徵收率)爲民(田徵收率)」というやりくりが頻繁化すればするほど、「分配・調節」も困難になるであらう。

先述した「一則」化の奏請は、この問題を解決するためこそ行なわれたのである。しかし、許庭光は、すぐ次の提案を用意する。もし、傳統的な徵收臺帳を一舉に書きかえることができないというなら(「如果版籍已定、難以更改」)、翌正徳一五年の戸部會計によつて各府に稅糧を割り當てる際には、夏稅と秋糧正米の徵收率を、黃冊の記載通りに固定して置き(「一依黃冊不動外」)、黃冊には載せられず、別の帳簿によつて慣例的に徵收されている耗米を、官民田の正米の徵收率の輕重に應じて加減分派し、すべての毎畝徵收率が「實米」三斗になるようにしたいと。まず府全體の「正糧」四六九一一九石六斗三升到、「耗糧」二七八八四一石八斗五升七合一勺を加える。それに、從來重額部分の正耗糧に毎兩四石の割合で割り當てられていた京庫

「金花」折銀（米に換算して石單位にすると）一四一八三三石・（毎兩二石に切り下げ換算しなおして）七〇九一六石五斗を、さらに加えて、合計八一八七七石八升七合一勺とする。これを、原額の地山蕩を除いた、官民田二七二九六頃一畝六分三厘九毫で割る。この結果として毎畝「實米」三斗、或は折銀一錢五分という數値を得、これを基準として、一斗上下、二斗、三斗、四斗、六斗以上といういくつかの正米徵收率を基準とする段階ごとに次のような操作を行なう。「若正米數少則俱徵本色而耗米遞増、正米數多則量派折銀而耗米遞減、銀不足則加之以米、米不足則補之以銀」。目的とする所は、「務めて通融損益し、槩府毎田一畝實米三斗之數を失なわず」という所にある。そして、「派耗小冊を攢造して官に在らしめ、永く遵守をなさん、此くの如くすれば正粮既に舊籍有り、耗粮又成規有り、官府は毎年算派の勞を省き、小民は一定徵納之數を知り、科賦均平し、姦弊屏息せん云々」と、許庭光の上奏は結ぶ。

しかし、右の第二の提案も、そのままでは戸部の承認を得られなかつたのであろう。府下の地方志は、この上奏の

翌年、正徳十五年（一五二〇）、この時期の改革の實質的企畫立案者と目される知府劉天和が、その「官田一則・民田一則起科」という「議を准さ」れ、秋粮部分に關する「官民田輕重則例を均省して二と爲し、輕き者は總べて一則と爲し、重き者は總べて一則と爲す」という過渡的方法を施行したことを傳える。同府下、長興縣志・卷六・田賦によると、當縣下計十二區から、「山高地阜、田多沙瘦」なる「方謝二區」の「沙瘦官民田」部分を除く「尚吳等十區并方謝二區」の「平坦」部分の輕重各一則化はこうである。

「平坦官田・灘」二九則中、八斗〇五・五三斗に至る八則は、正米額に應じて折銀を割り當て耗米を徵收しない。「（不起耗）」残りの大部分四斗〇一・一五斗の二二則は、「毎歲本色糙米・折色平銀、通融一則均派」と處置される。また、「平坦民田」の九則は、「毎歲本色白米・糙米・折色平銀、通融一則均派」と處置される。「不起耗」と限定的な大部分の「平坦官民田」がもつべき「耗米」は、許庭光の上奏に示されたように、「正米」、「折色銀」（米換算）と合算され、毎畝徵收率を、官、民各々につい

て一元化する操作に重要な役割を果たしたと考えられる。

この方法が、府下の全縣について採用されていたのである。このように、湖州府下では、傳統的な「版籍」に載せられた、「官田」・「民田」の區別を、實際の稅糧徵收にあつても留める、という妥協が策され、前年の許庭光上奏が提起した、耗米と銀とによる調節の方法のみが適用されて、徵收率の、いわば官民二元化に落ち着いた。官田の場合には、「本色糙米」と「折色平銀」とを、民田の場合には、「本色白米・糙米」と「折色平銀」とを、「一則に通融して均派」するのであれば、その「一則」（＝一元化された徵收率）内部において、米若干・銀若干と、徵收物品の量の固定化、すなわち「徵一」の原則の一面も當然採用されていたとして誤らない。ただ、實質的に徵收率を均しくする目的から、民田には、負擔の重い本色「白米」が課せられており、徵收物品の質と量の固定化という「徵一」の原則も、官民二元化に留められている。ともあれ、「均糧」・「徵一」そのものは實現しなかつたものの、その基本的方向と具體的方法が、太湖周辺の官田地帯において、最初に定例化された意義は大きく、官田制度の矛盾を契機と

する稅糧徵收の困難を共にしていたこの地帯の各府は、以後、次々と「均糧」・「徵一」の改革を行なつていく。

ただ、私たちは、正徳一二年（一五一七）知府として着任したばかりの劉天和や、一四年（一五一九）、御史の銜を帶して、浙江巡視のために到任した許庭光が、現實をいかに鋭く認識したにしろ、それに對處する方法が、かく速やかに生み出されるに至つた事實に對して、改革そのものの内容に目を奪われることなく、疑問を抱かねばならない。すなわち、官田體制が最初の危機にさしかかる宣徳期から次の正統期へかけての深刻な經驗以來、試行錯誤的につみかさねられて來た在地の徵收技術の傳統、その傳統を身につけた鄉村における徵收徭役勞働の負擔層の提言、今次の改革直前に、府下孝豐縣に發生した人民の叛亂等々が、劉や許に與えた影響を看過してはならないのである。（この意味で註②は重要である）

2 常州府

嘉靖十六年（一五三七）、南直隸巡撫歐陽鐸の招集した管下各知府の會議で、「徵一」の原則が決定される過程において、湖州府ですでに採用されていた、「耗米」と「銀」

の操作による徴收方法の簡明化が、大きな示唆を與えたことは想像に難くない。湖州府で「均糧」のより強い要請が生み出したこの方法は、南直隸における「徵一」のより強い要請にも發展的に適用されることとなつた。

同年、太湖北岸に位置する常州府において、知府應禎は、南岸「湖州府均耗の事例に照らし、申して本院（巡撫）〔の批文〕を蒙むつた」上、「糧（稅糧）を驗して均攤（均しくならしに）する」という内容を持つ「併徵・均則法」を施行するが、これは、完備した「徵一」と湖州府の官民二則化との結合による稅糧徴收制度の改革に外ならない。^⑧

通算所屬各縣秋糧夏實在之數・隨糧合用耗脚、併作一次會計、共該本色米若干・折色銀若干、其白細糯粳・次等白粳糙糧、頭緒雖多、然准米科數、皆謂之本色、其金花・白銀・官布、名色雖異、然計銀扣派、均謂之折色、撮煩就簡、分爲二項、每糧〔11平米〕一石、驗派本色米若干・折色銀若干この部分は、「徵一」の典型的原則である。^⑨

又各屬〔縣〕田有多寡、則有輕重、欲將合用耗脚、將本府所屬官民田・地・山・灘・塘・蕩等項、除魏國公徐義莊并衝成潤

墾田地〔などの特殊な場合は〕、止徵原額米麥、俱免加耗外、其各屬官民田地若干、原額米麥各若干、合用不等脚耗若干、各隨多寡加減、分爲官民二則、山・灘・塘・蕩・淹・圩・埂、正耗另爲一則、若正米數多而耗米遞減、若正米數少而耗米遞加、如某縣官田地若干、正米若干、小麥若干、耗米若干、不論則數、每畝均科平米若干、民田地若干、正米若干、小麥若干、耗米若干、不論則數、每畝均科平米若干、官・民・山・灘・塘・蕩等項若干、正米若干、耗米若干、不論則數、每畝均科平米若干、通融損益

この部分は、湖州府で現實化した正徳一五年の改革にまさに「比照」した、稅糧徴收率の一元化である。ただ、「徵一」が徹底的に行なわれて夏秋兩稅下の諸徴收物品が平米換算で完全に銀・米に統一されているだけに、實際の稅糧徴收は、湖州府よりもはるかに單純化されていたであろう。なお、この改革における「均糧」に期待された成果が、「原額失なわれず、均攤定め有り、均しければ則ち獨累之苦無く、簡なれば則ち小民欺蔽之私無けん」と、許庭光上奏のそれと趣を一にし、あくまで、「原額」を維持しつつ、その枠内での徴收率簡明化であることはいうまでもない。

殘された課題、徴收率一元化は、嘉靖一八年（一五三九）

府下靖江縣で、同三年（一五五四）無錫縣で、同年から嘉靖四一年（一五六二）の間の某年江陰縣で、同四二年（一五六三）宜興縣で、隆慶二年（一五六六）武進縣でと、徐々に各縣ごとに施行される。萬曆一六年（一五八八）、知府譚桂が同府の稅糧徵收則例の沿革を概括しつつ、「嘉靖末、則ち官民田を以て併わせて之を言い復た差別する無し、而うして止だ、平坦・極低・極高のみ、則を分つて派徴す^⑤」というように、この過程では、壓倒的大部分を占める「平坦田」の徵收率がまず一元化され、「極高・極低」の特殊な地帯には、又別箇の徵收率が設定された。隆慶二年の武進縣における一則化を批判して、當縣志に、「近ごろ平沙高低、或いは三則、或いは六則なり」と、暗に官民二則當時より徵收率が複雑化したかの如く説く官民一則反對論者唐鶴徵の發言に、私たちは惑わされてはならない。

なお、府下の三割強を官田と指定されており、隣府常州府（約一割五分が官田である）よりもむしろ「不均」の矛盾を強く持つていたと考えられる鎮江府では、嘉靖一六年（一五三七）、「徵一」のみが行なわれ、萬曆三年（一五七五）、巡撫宋儀望の指示により、「槩郡田土を將て、官

民を論ぜず、止だ畝數に照らして定めて一則と爲す」、という「均糧」が行われるに至つた^⑥。

3 湖州府 その二

「均糧」「徵一」を二つの基本軸とする、十六世紀太湖周邊「官田地帶」の稅糧徵收制度の改革は、湖州における正徳末年の改革の最終的に志向していた完全な「均糧」を、同じく湖州における正徳末の改革が萌芽的に内包していた「徵一」が南直隸地域における統一の施行という條件の下に、はじめて現實化したあの蘇州知府王儀によつて、最も整備した、徹底した内容を與えられた。そして、嘉靖一七年に完成する王儀の「徵一」を併用したこの「均糧」は、この地帯における新らしい稅糧徵收制度の典型とみなされるようになる。嘉靖期の湖州府における第二の改革は、この王儀の方法を逆輸入することによつて企畫された。すなわち嘉靖二〇年（一五四一）、湖州知府張鐸は、當府の「稅耗を均攤し、官民二則を均しく一則と爲す可し」という主旨の上奏の中で、最初に、彼の採用しようとする具體的方法が、布政司經由の巡按浙江監察御史の指示にもとずき蘇州府に通知して受けとつた「均平田糧事例緣

由並びに刻印清理田糧書冊一部」を參考し、その基本原則を適用したものである、と述べ、「彼處」蘇州府における改革を要約しているのである。彼の解決せんとする課題は、「二十年來、較然頗便」であつた劉天和以來の官民二則を、さらに一則化することであり、明確化された「徵一」の原則を導入して、秋糧部分のみならず、夏稅をも併合して稅糧の諸項目を一則化することであり、二萬七千頃餘の「田」部分のみでなく、「地・山・蕩」部分の稅糧をも、各々一則化することであつた。彼によれば、在地の稅糧徵收に關する徭役勞働の負擔者層の意見「民間私議」も、「節據烏程縣糧・塘・里・老邵鉞等呈、要不分論官民、每田一則、每地一則、每山一則、每蕩一則、均派糧稅・均徭・里甲等項」と、「約せずして同じ」ということである。張鐸の申文は、「秋糧」及びそれと帶徵される「鹽糧」等項の、「本色白・糙正・耗平米」と「折色平銀」、「夏稅」の「正耗絲」及び「麥」と、「馬草・驛遞馬糧銀」との「應歲辦^{あうゆる}」とを、「各州縣田・地・山・蕩」上において、「官民を分たず、均攤派徵し、「計算に不便なくかつかの項目、たとえば長興縣の牛租などは、餘米・餘絲の剩

餘收入の中で」包補する」ことを要請する。一府の大勢を判斷し、府下各縣の徵收量の均衡をとるべく、まず「通行して一府の總數が等合」されるが、結局は各州・縣が徵收率算定の單位となるので、「各州縣は又各自に委曲通融攤派し、一州自ずから一則と爲し、六縣各のおの一則と爲さん」という處置も同時に要請される。最終的には、各州縣ごとに、「每田一畝・該糧〔本色米〕若干・該折銀若干・該絲若干、每地一畝同右、每山一畝同右、每蕩一畝同右」というように、徵收率の一本化と徵收物品の質と量の固定化が提示される。もちろん、明初以來、十年に一度ずつ行なわれて來た賦役黃冊の作成は、ここでも無視は出來ないが、しかし、「如遇十年大造、則官民悉遵版籍之額、每年實徵、則彼此各依均攤之數」というように、黃冊上の「起科等則」の形骸化はきわめて明らかである。

とはいえ、浙江布政司や浙江巡按監察御史の示唆と、在地の稅糧徵收關係役擔當農民層からの要請をふまえ、隣府蘇州府の「均糧・徵一」の實施のデータを參考にして委曲を盡したこの張鐸の建議も、彼の在任中には實現することが出來ない。「余也目激于衷、輒嘗建議、而因人成事、

卒莫舉行……惜哉」とは、張鐸が嘉靖二十二年離任に際して自から監修した嘉靖湖州府志（卷八・食貨志）に「郡史氏曰」として語る所である。後年、湖州府の「均糧」の功を張鐸に歸す同府下の諸地方志が引用するのは、遺憾の意を以てこの嘉靖府志に自から收録した彼自身の申文である。^⑧「郡史氏」の語る所によれば、今時の湖州府における「均糧」を妨たげたのは、黃冊が具現する「祖宗之舊」を根據に「異同變亂之名」を改革者に與える勢力であり、それは後述嘉興府の場合と同様に、一部中央官僚と結託した在地の「宦豪」であつたと思われる。因みに嘉靖二十一年は黃冊撰造の年に當つている。

しかしながら、張鐸の官民田則を廢する基本方針は、後任の知府達によつて受けつがれ、いくらか形をかえて實施されたもののごとく、府下歸安縣の光緒志、卷一四、田賦一は、「嘉靖二十六年額、田三則起科、每畝徵銀二錢一釐至一錢三分・米二升三合至一斗七升」と記して、張鐸の離任五年後の田部分「三則起科」を傳えている。恐らく、常州府のような肥瘠の三段階區分による徵收率單純化であるう。萬曆烏程縣志・卷三・賦役に載せる、張鐸の離任の翌

年、嘉靖二十二年に、「右布政歐陽必進が巡按王〔某〕に通詳して、賦役成規を刊定せしめた」という簡単な記述は、同年に、湖州府で何らかの新方針が出たことを推測させる。萬曆四年（一五七六）刊の湖州府志卷一一・賦税は、「屢ばしば均平を建議するも、率おむね能く行なう無し、隆慶三年（一五六九）、始めて官民の田・地・山・蕩、各のおの一則と爲して起科せんことを定む、民甚なはだ之を便とす」と傳え、湖州府における一則化としての「均糧」の完全な實施が、頗ぶる長い道程を必要としたことを語っている。

4 嘉興府

湖州府の西隣、同じく重要な官田地帯であつた嘉興府における「均糧」は官民一則化は、嘉靖二十六年（一五四七）、嘉興知府趙瀛の奏議（均耗之議）によつて提起され、應天巡撫歐陽必進と浙江巡按裴紳の二人の御史の許可を得、二八年（一五四八）以後、瀛の後任知府畢竟容によつて實施される。^⑨萬曆三八年（一六一〇）刊の嘉興府志以來、同府下の地方志は、實質的推進者たる瀛のこの一則化を、とくに「扒平田則」と呼び、又、多くの場合改革の對象とした矛盾の鋭い分析によつて特徴的な瀛の奏議の略文を載せて

「扒平田則議」等と名づける。日知錄(卷十・蘇松田賦之重)の著者が、この種「均糧」的改革の創行を、あやまつて彼に歸するほど、當府の一則化は、強烈な印象を當代の士大夫に植えつけている。所謂「扒平田則議」の全文を掲載する嘉靖嘉興府圖記を、彼がとくに編纂させたのも、「願其事便於細弱而絀於豪右、慮始而謗已興、發端而譁者傾之、取多事而迄無所成」というような激しい抵抗の中で、反對を唱える論者を怒つた眼で見据え、「子云何、吾手刃子矣」という氣魄を以て排除し、強行したこの改革を、永久に定着化しようとする執念のもたらしたものとさえ感じられる。

瀛の到任(嘉靖二四年)以前から、當府下に於ても、湖州府における改革の経験にならつてしばしば「均糧」が要請されていた。嘉靖十年(一五三二)、正徳末の湖州府の劉天和の官民二則化實施以來十一年後、同じ湖州府の張鐸の一則化上申に先立つこと十年、府下海鹽縣の「里父老」は、御史に具呈し、「湖州府均田事例に比照し、悉く三斗を以て起科せん」と願ひ、御史端〔某〕は、同九年着任していた知縣夏浚に議覆せしめたが施行に至らず、嘉靖一六

年から二〇年にかけて府下嘉興縣の知縣に任じた盧梗も、「毎に田地則多きを以て均平を建議したが豪右の阻む所と爲つた。」「豪右」とは、「天啓海鹽縣圖經」卷五・食貨に、「當趙公議均耗時、宦室富豪、慮輕則田不免一例加稅、蜚語撓之不置」という、特權的官僚地主層に當るであろう。この頃、官田地比率の特に高い平湖縣(田の約三二%、地の約六三%)では「四則」化の改革が行われていたともいわれる。又、在地には、たとえば、皇明經世文編に、いずれも内容から推して嘉靖二十一年以後、二六年迄(因みに趙瀛の列任は二四年)に書かれた文書を三篇も残す「均糧」促進派の士大夫、府下海鹽縣の人錢薇のような存在も見出される。(1、卷二二四「均賦書與郡伯」。2、卷二二五「均糧」。3、卷二二五、「均糧續議」) 1は、臺下たる郡伯、すなわちおそらくは問題の知府趙瀛の前々任者王學孔或いは前任者郭應奎乃至瀛自身に宛てられたものであり、文中に、「況聞湖州已屢變、胡獨不行于嘉郡乎」「宜取湖之能變爲是、而以湖之存二爲非」とのべ、湖州の改革への努力、とくに嘉靖二十一年(實際は二〇年)の知府張鐸の一則化計畫に習うべきを力説する。2・3において

も、張鐸の一則化計畫があたかも完全に現實化したものであるかのごとく重要な論據として用いられている。このように對立する在地の論争の中で「均糧」推進派は、趙瀛の議の實施によつて勝利を占めるが、この背後には、「版籍」に固執する中央官僚と結託して上旨をとり、徴収率の變更を阻止しようとする「不利於均者」の陰謀の實現を、税糧徴収の確保こそ自己の最終の任務であるとし、そのためには、むしろ改革の斷行を援助しようとする巡撫・巡按層のみに裁斷を求め、「朝廷」には奏聞しないことによつて、不可能とした、趙瀛の英斷があつたといわれる。

當府における「均糧」の具體的方法は、かかる在地における十數年の論争の經驗を吸収していると考えられるが、數年前に出た張鐸の計畫案を通じて「徵一」を併用した王儀の典型的方法も有力に參考されたものと思われ、又隣府湖州府で正徳以來行なわれていた方法も、より早期から影響を與えていたであろう。趙瀛の奏議では、耗米、並びに折米率を毎兩二石に切下げた銀を媒介として操作するといふ、この期の「均糧」の原則が忠實に採用され、每畝「三斗」の線を標準に徴収率が一元化される。「徵一」の原則

もまた用いられ、各縣ごとに、「每畝平米若干・内本色若干・折色若干」と指定して税糧徴収を行なう、という方針が、明確に打ち出されている。そして嘉興府圖記が、かつて挫折した當地における「均糧」的改革企畫を、「履畝均税」と表現している所から推して、趙瀛・畢竟容の「均耗」は、「丈量」をも含めて實施された、と考えられる。なお、嘉興府では、この頃すでに開墾が進んで、一般の田土と生産力を等しくしていた毎畝徴収率三升前後という「麥地」を、毎畝五升前後の徴収率をのみ課せられた「民田」とともに、「富豪」が占據するという事態の打破が、この「均耗」―官民田一則化にかけられた重要な課題であつた。

5 松江府

府下全田土の約八五%が、平均税糧徴収率、毎畝三斗九合（宣徳前半期以前）乃至毎畝二斗三合四勺（同期以降）をにない、斗乃至石を單位にした便宜的方法によつても二段階に分類される複雑な徴収率をもつかの「官田」という名義で黃冊に登録され、さらに残る一五%が、これまた毎畝五升前後の徴収率を基本としつても合計一四段階以上にわたる徴収率をもつ「民田」として登録され、官・民の

各内部と、官・民間の徴収率の不均等が著しい松江府においては、宣徳年間（一四二六～一四三五）、明初の官田體制が豫想しなかつた永樂北遷という外在的契機によつて、逋負の増大、零細自家經營層の逃亡が顯著となつていた。^④この危機の打開のため、特に派遣された應天巡撫周忱への書簡の中で、在地の一士大夫杜桓は、早くも「不等起科官田地糧額、均作一則、無少重輕、於官無損、於民則均、均則之後、其蘇松之逃民、爭先而回、姑待數年、民力稍蘇」と、官田部分の徴収率一元化を懇請している。一元化は行なわれず、周忱は「論糧加耗」と銀・布による折徴を不均等は正の手段として定例化し、以後、正徳年間（一五〇六～一五二一）にかけて、歴代の巡撫は、在地の要請にもとずき主として、徴収率には手をふれず耗米の徴収方法の改善によつて、松江府の税糧負擔の均衡化を計つて來た。しかしながら、「大戸多輕則之田、小戸多重則之賦」という大勢の中で、毎田一畝一律に一定量の耗米を賦課し、「輕則」徴収率の低い田に不利な、「論田加耗」の方法は、しばしば實施されながらも、またその都度、一戸の税糧總額に對して毎石若干の割合で耗米を賦課する「論糧加耗」の方

法に引き戻された。天順元年（一四五七）から正徳六年（一五一一）に至る迄僅か五十數年間の中に行なわれた七回の改定の過程の中でも、「論糧加耗」の原則はゆるがなかつた。^⑤松江府東郷の邊海・濱海部分にみられる瘠地の存在に着目して強調される東西兩郷の生産力の相異が、常に田一畝を單位とする税糧負擔の一元化傾向を阻止する在地世論の有力な論據として利用されていたことも、「論田」に不利であつた。しかしながら、まさに徴収率の多元化を根據の一つにもつ、徴收物品とその折米比率の多元化、「論糧加耗」自體の基準たる年々の耗米量の浮動性が、嘉靖期に入つて、己述のように「徵一」の改革を必然化させたのである。この「徵一」によつて、耗米をも含めた凡ゆる税糧の米換算による合計額としての意味を一層明確に與えられ、いわば換骨脱胎した新「平米」概念が設定されると、その「平米」のうち、正規の税糧徴収量―正米―以外の全額は、これまた以前とはその内容をかえた「耗米」として定額化し得ることになつた。「徵一」の内包する畫一徴收への要求は、各納糧戸下の徴収率の種類と數によつてまちまちな「論糧加耗」の方法を否定し、その恐れのない安

定した「論田加耗」を必然化する。嘉靖一六年（一五三七）、知府黃潤が巡撫歐陽鐸の指示下に南直隸の各府と歩調をそろえて「徵一」を採用すると、周忱以來の「論糧」は「論田」へと切り替えられる。

嘉靖一六年以後も隣府蘇州府のように「均糧」を併用し得なかつた松江府では、「耗米」をも含めた全稅糧「平米」を、「論田」によつて畫一賦課することが、そのために稅糧徵收率を一元化する「均糧」を行なうことが、課題となる。

しかしながら、かつて、「加耗」を每一畝當り一律徵收する企畫がしばしば挫折したように、凡ゆる稅糧負擔の每畝徵收率一元化の提唱も、在地の一部勢力の抵抗を受ける。

夫均糧本因其不均而欲均之也、然各處皆已均過而松江獨未者、蓋各處之田、雖有肥瘠不同、然未有如松江之高下懸絕者」（崇禎松江府志・卷十・田賦下・賦議利弊・翰林何公良俊叢說。なお、何良俊の四交齋叢說・卷一四・史十の「均糧」について述べる部分と稍異同あり。）

今之爲均糧之說者、大率有三、民之求均糧者曰……是不可以不均也、有司之有志利民者曰……是不可以不均也、有志釐弊者曰……是不可以不均也、而其實不然、蓋松之田糧、其在西鄉、畝三斗至五斗、而其收租亦自一石三斗至一石五斗、間有一石七八斗、如金澤鎮者焉、其在東鄉、畝自一斗至五升、而其收租亦

自七斗至五斗……故糧五升而租七斗者、東鄉之上田也、又況今之均糧（の企畫）也、上鄉畝三斗六升、中鄉畝三斗二升、下鄉畝二斗八升、併昔之所謂五升者、不復見矣、即其所謂五升者三倍而收之乎、夫所謂上中下三鄉者、其以田之肥瘠・租之多寡爲等乎、則如前所均可矣、如其不然、無乃求以利之而反以病之（右崇禎府志・賦議利弊・徐文貞公〔階〕與撫按論均糧書）

というごとく、府下東西兩鄉の生産力從つて收租率の相異が「均糧」反對の唯一の論據である。この「肥瘠」の問題は、第三者のいうところによれば、

今延海荒瘠之民、止于華亭之十四保・十五保、濱海里分、上海之十七保・十九保邊海里分……此外凡爲民〔之〕田者、盡皆沃土^④

という状態であつて、「均糧」反對論者の東西鄉對比が「均糧」による「増糧」への危惧からする誇張を含むことは否定できない。「大戸」に對して「小民」の立場を擁護し、「肥瘠」や「取租の多寡」に拘泥せぬ「均糧」促進論者の次のような主張は、一定の眞實性を含むであろう。

夫今丈量・均糧之舉、乃足國安民之策、但大家不樂、多立異議、欲阻良圖、敢按其說辨之、蓋西鄉之田、利于槩均、東鄉之田、利于各均、大戸之田、利于不丈不均、此大率人情之私也（右崇禎府志・賦議利弊・待御南湖徐宗魯均糧異議辨）

「均糧」をめぐる松江府士大夫間の論争は、「昔蘇嘉湖三府、今杭州等郡、皆已に均糧す」という状況の中で、隆慶二年（一五六八）、在地の生員張内蘊の「清丈均糧之説」による申請を認めた應天巡撫林潤が「丈田均糧」を乞う奏言を行ない、中央政府による實質的承認を得たことよつて終る。^③「均糧」という改革によつてしか税糧徴收制度を維持できないという認識がこのころようやく中央政府内部にも生まれたのである。隆慶三年（一五六八）、林潤の要請により、吏部から派遣された前松江府同知僉事鄭元韶は、清丈を完了し、「悉く官・民・召佃之名を去り、分つて上中下三郷と作して額を定める。」五年後、萬曆二年（一五七四）の税糧「科則」（＝徴收率）によれば、華亭縣の「全熟田」（蘇州の肥瘠相等田、常州府の平坦田にあたる）は、「每畝均科正糧二・四五斗」、これに上郷は、「每畝加耗一斗二升」、中郷は「每畝加耗七升五合」、下郷は「每畝加耗三升」。上海縣の「全熟田」は、「正糧二斗五合」、これに上郷では「加耗九升」下郷では「加耗三升」が附加される。華亭縣の、正糧部分に、上中下三郷の耗米を加えれば、各々、三・六五斗、三・二〇斗、二・七五斗となり、

まさしく前引徐階の反對論中にあげられた「今之均糧」とほぼ同率となる。正常な肥瘠の相異を考慮した、在地均糧促進論者の主張は、このように定例として吸収され現實化したのである。

註

- ① 崇禎吳縣志・卷八・田賦下
- ② 正德姑蘇志・卷一五・田賦
- ③ 弘治一六年の記録については②に同じ。

④ なお、この徴收率は、吳縣の場合と同様、「田・地・山・蕩」その他の徴收對象化された地目のうちの「田」部分、しかも一旦水災を蒙むつたり、無主となつたなどのために徴收率や耗米を減免されていた。特殊な部分を除く、ノーマルな「該加耗肥瘠相等田」について定められたもの、と考えるべきである。その後、各縣の實狀に應じ、いくらかの訂正を経た、萬曆末年の主要な徴收率を筆者の任意によつて摘出し、官民一則化が基本的に貫徹されている狀況を確認しておこう。なお、各徴收率の下に括弧して附した百分比は、各縣の田（ノーマルな部分と特殊な部分を含む）、地、山、蕩その他の全地目を合計した總面積に對して該徴收率の面積の占める割合を示す。なお、たとえば、吳縣の場合、三斗四升四合田は、四一八四頃餘で全縣の五八・五四％を占めるにすぎないが、あの嘉靖十七年、王儀の製作した當縣の「攤耗丈量田地冊」内に登録される「該加耗

肥瘠相等田」四二五九頃餘と殆んど同額であり、ソーマルな「田」部分では徴収率が一元化されて了ったことがわかる。他の諸縣についても同様な事情が考慮されねばならない。(なお、縣によつては、「地」のごく僅かな部分が「田」と一括され「田地」と呼稱されている)

州縣名	徵收率 總數	代表的徵收率 (單位斗)	百分比 (%)
吳	22	3.44田地 0.15絲山蕩	58.54 19.36
長洲	56	3.75官田 2.8民田	85.34 4.23
吳江	14	3.66餘上上田	85.06
常熟	19	3.3田 2.3田 1.9田	31.82 19.49 39.17
崑山	70	3.25田 2.2田	81.23 5.45
嘉定	11	3田 2.77田	87.48 6.80
太倉(州)	9	2.89田	93.93
(崇明縣は除外)			

(康熙蘇州府志・卷二三・田賦一所收、萬曆四十八年項下の「田糧斗則」による。なお、崇禎吳縣志・卷八・田賦下所收、「萬曆四十年巡撫都御史胡應臺知府沈萃禎定經賦書」という見出しの次にある「田糧斗則」は、右府志所收吳縣のそれと全く一致するので、府志の記載は、四十七年の經

⑤

賦書を資料とするものと考えられる。

松江府については八十二頁に、常州府については九〇頁に、官・民田の差別をもちや持たない、一元化された税糧徴収率の事例を示した。鎮江府は七十五頁の記述を参照のこと。

嘉興府の場合。萬曆嘉興府志・卷五・賦役所載「隆慶二年(一五六八)奉布政使編定賦役成規額」によれば。「本府派徵扒平地山蕩等項共四四〇〇四頃四〇畝(以下の單位略。なお、田部分のみの面積は、前稿(上)第三表の程度をこえない。)」の内、

「嘉興縣、田地合爲一則、共八六四四頃五〇畝、每畝科本色米一斗二升九合(以下の單位略)、税糧・〔均〕徭〔均〕平折色銀七分六釐二毫(以下の單位略)」

「嘉善縣、田地合爲一則、每畝科本色米一斗八升六合〔同上〕、折色税〔糧〕銀・〔均〕平〔均〕徭銀九分四釐〔同上〕

等々のように、完全に、各縣單位で一則化が完成している。(共に、「山・蕩・灘部分は省略」)

湖州府の場合。府下の崇禎烏程縣志・卷三・賦役所載、萬曆一六年(一五八八)の規定では、

「田七二七八頃五三畝〔同上〕、每畝科米一斗三升八合〔同上〕、銀五分二釐二毫、地一三四頃一六畝〔同上〕、每畝科米一升七合〔同上〕、銀三分一釐三毫〔同上〕」となっている。(山・蕩部分は省略)。府下の他縣についても、同様であろう。

明史彙・志六十・食貨二・賦役に「浙西官民田賦、現他方倍蓰、蘇最重、松嘉湖次之、常杭又次之」とある杭州府を論じなかったのは、

嘉湖二府起運之數、幾有杭・紹等九府三分之二（正徳十五年〔湖州府〕知府劉天和請均派京庫折銀・嘉靖湖州府志・卷一・郡紀）といわれるように、民田一八二九四頃に對し官田一五二八頃五一畝（地・山・瀉等は除く、嘉靖浙江通志・卷一七・貢賦志）、すなわち一割以下という面積按分に比例して、府全體としては、「官糧」の占める比重が少なく、従つて税糧總類も、「官田地帶」の他の諸府、とくに同じ浙江布政司下の嘉・湖より相對的に少ないという、きわめて、「量的」偏向を伴つた見通しに、一つはもとづく。しかし、「質的」には、「官田地帶」としてそれらの地區と同じく權力に把握されていたのであり、本稿が避けたのは、主として、資料的制約と不勉強とによるものである。そのことは、府下九縣のうち、湖州府に隣接する仁和縣の「秋糧米」中、四千三百頃餘の「民田」から徵收される「民田米」の四萬五千石餘に對し、二萬二千石餘の「官田米」が、六百二頃餘の「官田」から出されている（嘉靖仁和縣志・卷三、四・風土）という事實に徴しても明らかであろう。太湖周邊をも包括して、將來明代全中國の土地支配體系の意味を明らかにしていく時、これら技術的な缺陷をも補足していきたい。

⑥
この改革は、その内容に則しては、「均則」（明實錄・嘉靖六年・二月癸丑・吏部尙書桂萼の上奏、天啓海監縣圖經・

卷五・食貨上）「官民一則」（天下郡國利病書・原編第七冊・常鎮・武進縣志、嘉靖湖州府志・卷八・食貨志所載知府張鐸の申文）「扒平田則」（萬曆嘉興府志・卷五・賦役）

「均派斗則」（嘉靖太倉州志・卷五・戶田）「均田」（右天啓圖經）などとよばれる。もつとも一般的には崇禎松江府志・卷八・田賦上所載の隆慶二年の記事で巡撫林潤が「江南諸郡、久已均糧」というように「均糧」と呼稱された。（三の4・の嘉興府における錢糧や三の5の松江府における徐階、徐宗魯等の提言を参照）なお、その具體的方法に則しては、「均糧耗」（嘉靖湖州府志・卷一・郡紀所載・都御史許庭光の上奏）「均耗」（嘉靖嘉興府圖記・卷八・物土）「牽耗之法」（萬曆崑山縣志・卷二・田賦）「攤耗」及至「攤耗之法」（嘉靖吳江縣志・卷九・田賦、康熙蘇州府志・卷二三・田賦上。後述の崇禎吳縣志を参照）「牽攤法」（萬曆嘉定縣志・卷五・田賦考上）などといわれた。なお行文参照。
この名稱については、行文を参照。但し、明史・卷七八・食貨二・賦役の、「徵一者、總徵銀米之凡、而計畝均輸之、其科則最重者與最輕者、稍以耗損益・推移、重者不能盡損、惟遞減耗米、派輕資折除之、陰予以輕、輕者不能加益、爲徵本色、遞增耗米、加乘之、陰予以重」という説明は、むしろ蘇州府において典型的な、最も整った形の「均糧」の具體的操作について行なわれたものである。古今治平略・卷一・國朝田賦の條の「徵一法は、都御史歐陽鐸、南畿に撫たりし時、督して儲けし法なり」という「法」の

主要な目的は、本稿の定義したところにあると考えられる。なお、戦争直後に書かれ、戦後の明代賦役制度史の研究に、各著者がとくにそれと註記して引用するとせざるにかかわらず、その鋭い問題點の指摘によって、決定的な影響を与えた「藍宮谷英夫・近世中國における賦役改革（上・下）・歴史評論」の2、3は、すでにこのことを指摘している。もっとも、筆者の意圖は、嚴密な制度史的事實の確定にあるというよりも、むしろ改革の性格把握にあり、「均糧」「徵一」の二側面の指摘は、そのための便宜的手段であることを惊とされたい。

「明史食貨志譯注」の諸作業とこの藍宮谷論文とによって筆者は大きな裨益を受けている。

蘇州府下長洲縣には、この改革の直前、金花銀（每兩〓四石）五萬兩、白銀（每兩〓二・三石）五萬二千六百兩が割當てられ「攤耗」の重要な媒介となっている。（康熙蘇州府志・卷二三・田賦一所載王儀の攤耗派徵說）「徵一」についての叙述で述べるように、白銀は成化年間、耗米の一部の代納のために割當てられた「銀」の名稱から、次第に金花銀以外の「折銀」の總稱となつていったと思われ、當然吳縣にも割當てられていたはずである。崇禎吳縣志・卷七・田賦上所載の嘉靖一十七年經賦冊には、「金花等銀」とある。

⑩ ⑨ ⑩参照。

崇禎松江府志、卷八・田賦上、萬曆常州府志・卷六・錢穀三・徵輸、康熙蘇州府志・卷二三・田賦一、はじめ、當地帯の全地方志に記録されている有名な改革。一五世紀前半

宣德年間の周忱等による賦役改革は、明朝の江南乃至全國支配體制の轉機となる重要なものである。前稿でも不十分にしかふれられなかつたので、追つて正面から取上げる豫定である。

⑪ 崇禎松江府志・卷八・田賦一。これら「麥」等の各々の名目と形式的な數値は、宣德以後の諸地方志の記錄にも残つてゐる。又、浙江布政司に屬する湖州府下では、夏稅に「麥」「絲」などの現物徵收が嘉靖頃まで行なわれていた。

⑫ 註⑩Aの後半部分、及び諸地方志所載の賦役冊・經賦冊類、とくに、萬曆上海縣志・卷三・田賦所載の賦役冊（そのもつべき基本的内容は記されているが形式的には不備）、崇禎吳縣志・卷七・田賦上所載の「嘉靖一十七年知府王儀刊定經賦冊」、嘉靖吳江縣志・卷九・田賦所載の「知府王儀刊定書冊」などから歸納乃至演繹したのが以下の叙述（本文）である。参考として、まず吳江縣の「書冊」と全く同形式の吳縣の經賦冊「歸總正實」の項を左にあげ、これに缺けている「徵一定則」を、吳江縣の「書冊」と、吳縣萬曆一十七年の經賦書（前出）で補なつて、根據を明らかにしておこう。なお、蘇州府では、周忱以來の原則が守られ、すでにこの時迄に、諸徵收物品のうち、夏稅の絲・小麥・馬草・戶口食鹽鈔等が耗米化されていることに注意。（嘉靖太倉州志・卷五・戶田、「夏稅即係絲・麥・馬草之類、原係耗米內包補、（一十七年）清查之後、俱議（新概念の）平米數內、（現實の徵收に際しては）多寡不究、是無數目」「歸總正實」。吳縣原定實徵正耗〔舊概念の〕平米一七五一

四〇石五斗二升九合六勺六抄、驗派本色米八四〇六七石四斗五升四合二勺、折色銀三五二〇三兩三錢四分六釐五毫、嘉靖一七年、添入京糧耗脚・免軍木板・又南京菽豆・及北運夫船米改折銀、該減本色米一四五三石六斗六升六合二勺、該加折色銀一四二七兩三錢九分五釐二毫、議金花等銀、衰益扣算、每銀一兩、均准平米二石〔新換算率の設定〕、減派米一九二六石四斗五升八合二勺六抄、實用起存正耗〔新概念の〕平米一五五八七石七升一合四勺、該派本色米八二六一三石七斗八升八合・折色銀三六六三〇兩六錢四分一釐七毫、奉例清覈（以下、清丈後の手直し分）、吳縣今實徵平米一五六四二三石七斗五升五合二勺四抄、該本色米八二九〇四石五斗九升二勺四抄・折色銀三六七五九兩五錢八分二釐五毫。

徵一定則（以一定其則）（以下吳江縣の數値）每平米一石、派徵本色米五斗三升・折色銀二錢三分五厘（以下萬曆一七年吳縣の數値）每熟田平米一石驗派、內本色米四斗九升七合餘起運存留・加耗・審辨、折色銀二錢三分六釐餘夫船歲用、俱在內、起運存留樑木・席板・輕齋扛聞・車脚歲用、俱在內。

A、上述青浦縣志の「上撫臺減糧額書」には、至嘉靖十六年、巡撫歐陽公（鐸）、以糧上加耗、田有科則輕重不同、民戶病在不均、行令府縣掌印官、帶同書算、俱赴南京會議、悉照部筭坐派算定、改議田上加耗、除五斗以上重額田畝不加外、其五斗以下者、每田一畝、加耗米一斗二合、甚得均、民亦稱便、共算正耗平米一百三十萬餘石、其往年派徵金花・粗細布・白糯米各項名色、俱已削去、

止派本折〔即〕銀米二項。庶官府易于稽查、里書難于隱弊、小民可以戶曉

B、萬曆鎮江府志・卷五・賦役志・田賦の「嘉靖一六年巡撫歐陽公（鐸）賦役冊」の註に、

法久而弛、民受其弊、巡撫都憲歐陽公蒞政之初、即通行講求、三月進各官、面議其可因革損益、虛中以揆之、凡七月而書成

⑭

なお、この應天府下各縣における、「均糧」すなわち一則化は、隆慶三・四年（一五六九、七〇）應天巡撫海瑞の指令下に「條編」の一鑲として「丈量」とともに行なわれる。江浦縣では四年、高淳縣でも四年、漂陽縣では三年に開始され、四年海瑞が去ると後任の朱大器の下で行なわれた。上元縣では、海瑞の任期の兩年中に行なわれたが、どの年かは不明。資料は、萬曆江浦縣志・卷六・賦役志・田賦、利病書・原編第八冊・高淳縣志・漂陽縣志、萬曆上元縣志・卷二・田賦。

⑮

（下）、五を參照のこと。

⑯

崇明縣は、特別に耗米を省いて「照舊」徵收される。

⑰

皇明經世文編・卷一四六・周用・論均糧書

⑱

嘉靖湖州府志・卷一・郡紀

⑲

嘉靖二十年、湖州知府張鐸の上奏によれば、四千四百四十九則の内容とはこうである。秋糧每畝自六勺四抄三撮至八斗止、共計五百九十九則、其起運・存留共該加耗米一十餘萬石〔加耗米の約半數は折銀分としてここには計上されて

②

いない」、于秋粮田畝上派徵、夏稅絲綿每畝自六厘至三十四兩、止共計三千八百四十八則、小麥每畝自二升至二斗三升止、共計一百二十六則、其起運・存留共該加耗絲三十三萬一千餘兩、于正絲綿上派徵、此外又有一項馬草共三十六萬八千七十包、于官民田土上派徵、又有一項驛遞馬粮銀、共九千五百六兩、于民田上派徵、俱每年夏秋二次、本府經自扣算會計徵運、緣係稅粮科則、不勝浩繁、歲久弊多、難以查究、

なお、彼は、このあとすぐ續けて、劉天和が正徳十五年秋粮部分の五百餘則を官民二則したことにふれている。たとい二則化のための「派耗小冊」が、現實の徵收臺帳となっているにしても、賦役黃冊が残っている限り、舊科則數の計算は容易だつたのである。ただ、留意すべきは、この四千餘の科則數は、府下一州五縣の總計であつて、各州縣の秋糧部分のみをとり出すなら、「百」乃至「十」を單位とする則數に減少することである。（嘉靖湖州府志・卷八・食貨志）

嘉靖湖州府志・卷一・郡紀。

甌官谷氏以來、賦・役銀納化の動機乃至その促進の主要な契機として、「官僚の銀への欲求」がしばしばあげられる。しかし周忱以來、まさにこの銀納化の起點となった太湖周邊の「官田地帶」では、「重則官田」税糧の實質負擔を引き下げるために、この銀が特に割り當てられ、こ湖州府でも註②で示すように徵收率が重くなればなるほど銀の量を多くする傳統的なルールが成立している。又、「勢

要」や「官豪」は、常に胥吏と結托して銀の割當を不正に得ようとしている。この劉天和の上奏は、一部官僚の認識不足による非官田地帯への銀の異常な高額配分に反對し、「重租官田」やその「所有」者たる「小民」「貧民」への銀の正常な配分量を確保しようとする長文の切々たる願ひである。明らかに、この地帯では、税糧納入農民諸層にとつて、「折銀」は渴望の對象である。本稿（下）五で述べるように、「重則官田」すら、大勢として中小規模の「地主」的「土地所有」のもとに入つて了つていたとすれば、かかる「地主」たちはこの先進經濟地帯における米穀市場の發達によつて容易に現物の「租米」を換銀することができたはずである。「囤積居奇」をはかり得る大商人地主にとつて銀の有利な相場による入手が可能なのは當然ながら、おそらく常にわずかとはいへ、農村内部に残存していたであろう、零細經營の「全種官田戸」にも、不利な相場ではあるが換銀の機會は與えられていたと思われる。だから、この地帯では、私たちが官僚の銀への欲求という側面の存在を當然のこととして認めつつ、問題を、もう一つの側面から、税糧納入に際して現物が有利か「銀」が有利か、と立て農民諸層の銀に對する「渴望」の理由を求めることが、必要となってくる。かかる前提を置けば、次の萬曆常州府志・卷七・蠲賑所載・唐順之與武進縣令李晝書は、示唆的である。

盖米自江南而輸於京師、率二三石而致一石、則是國有一石之入而民有二三石之輸、若是以銀折米、則民止須一石之輸

而國已不失一石之入……夫五錢者江南之平價也、七錢者折色之極則也、若使江南米貴自五錢以上、而蒙恩折色或減至七錢以下、則其所私之羨、固當倍之且蓰矣……況國家所以遠輸于江南、不憚以二三石而致一石者、正以江南米賤而京師米貴耳、近聞京師米直自七錢而減至四錢、而江南米直自七錢而增至九錢、則是江南以二三石致一石、而又當一石之用也、今若以銀給京軍之當給米者、江南無遠輸之費、京庫無賤糶之困、此正今日之便宜耳

②①

嘉靖湖州府志・卷一・郡紀には「正德一四年、都御史許庭光、請均湖州府各州縣糧耗、疏下、知府劉天和、議均爲官民兩則」とあり、康熙安吉州志・卷五・田賦には「正德一五年、知府劉公天和、議將官民田輕重則例、均省爲二、輕者總爲一則、不得于輕則之內、更有參差、重者總爲一則、不得于重則之中、尙多分析、自正德十五年以後、民甚便之」、崇禎烏程縣志・卷三・賦役には「〔正德〕一五年、准知府劉天和議、官田一則、民田一則起科、事體畫一、宿弊盡除、民爲永便」とある。なお、その他の多くの資料によっても、たとえば常州府知府應禎が、「湖州府均耗事例に比照」して官・民二則化を行なっていることから、一五年の劉天和による改革が官民二則化にあったことは確かである。しかし、それと、一四年に、彼の呈文にもとづいて行なった許庭光との上奏との關係はやや曖昧である。私は、一四年の劉許の上奏に見える「每田一畝實米三斗之數を失なわず」という一則化乃至「均糧」への強い要求が、「下された疏」によって拒否乃至留保され、次善の策とし

②②

て、官田・民田の差別を残し得る二則化が行なわれたのだと解釋する。私たちに與えられた「地方志」の範圍で考えられるのは、ここまでである。

宣德期から次の正德期へかけて「官田體制」が迎えた最初の深刻な危機以來形成されて來た、在地における税糧徵收技術上の傳統とは何か。府下の崇禎烏程縣志・卷三・賦役は、次の様な記録を留める。

「正統間、分別田輕重、四等起耗、除五斗以上田糧、全與折銀、免派耗外、四斗以上、每畝加耗五升、米三・折七、三斗以上、每畝加耗七升、米折相半、二斗以上、每畝加耗一斗、米九・折一、一斗以上、每畝加耗一斗五升、俱徵米不折、天順間革、正德七年、復行四等、至十年革、十五年、知府劉天和議、官田一則・民田一則起科、事體畫一、宿弊盡除、民爲永便」

ここでは、複雑不均等な徵收率自体はそのままに置かれているものの、全徵收率が、五斗以上の不起耗・全折銀化の部分を除く四段階に大分され、各段階毎に、徵收率が低くなるにつれて、毎畝當りの耗米の額を遞減し、「〔論田加耗〕原則の採用」かつ、毎畝當りの正・耗米の徵收總量について本色部分の比率を多く折色部分の比率を少くするという措置がとられている。この所謂「正統間」の方法が、宣德元年（一四二六）から正統七年（一四四二）迄、十七年間も在任し、宣德の危機にあたって在地の實情を知悉し得た知府趙登によつて定例化されたものであることは、ほぼ確言できよう。（趙登在任期間は、嘉靖湖州府志・卷三・古

今守令表上による。）最初に周忱の強力な改革の対象となつた南直隸に屬する「官田地帶」と同じ問題をかかえながら、彼の手をすぐには借りられなかったという事情から、浙江布政司に屬する湖州府等においては、獨自な解決方法が要求されたのであつた。正徳一四年（一五一九）、知府劉天和の申文にもとずいて行なわれた許庭光の上奏中に、「昭體先年知府趙登等所謂、各均爲一則」というのは、この趙登が、早くも、官民の田・地・山・蕩の各一則化を、宣徳・正統期に上奏していたことを示すものである。趙登の一則化案は認められず、おそらく、第二の案として採用・實施されたのが、右の烏程縣志にのこる、耗米と折銀とによる調整方法であつたと思われる。徵收率を原定のままに置いての、かかる調整方法はきわめて煩瑣であり、在任十數年に及ぶ趙登の強力な執行と、加えて、正統三年一月、「浙西糧多府縣」としての杭・嘉・湖をも、從來より管轄していた蘇・松・常と兼管するべく命じられた、「總督稅糧兼巡撫應天等府」の任にあり、名官といわれた周忱の力によつてはじめて維持し得たものであつたろう。

（周忱兼管は、明實錄・正統三年十一月戊戌）しかし、趙登去り（正統七年）、周忱もまた辭任した（景泰二年）後、右の調整方法は一時實行困難となつた。そして簡單・容易に行ない得る「論糧加耗」原則が、蘇・松・常にならつて、浙江でも實施される。明實錄・景泰七年（一四五六）七月甲戌、萬曆會典、卷一七・田土にいう「浙江杭・嘉・湖官民田徵收則例」の施行、がそれである。翌一四五

七年より始まる天順年間に、趙登式論田加耗・本折調整が「革」められたのは、このような事情による。しかし、この年から天順九年（成化元年、一四六五）迄長期赴任した岳濬（嘉靖湖州府志同上）は、趙登の傳統の一部分を、より簡明な形で復活した。すなわち「每畝正糧不動外、其耗米、不分等則、每畝通爲一斗」（皇明經世文編・卷二〇四・錢糧・均賦書與郡伯）という論田加耗方式の採用である。さらに、成化年間（一四六五―一四八七）には、すでに、府下武康縣から、「官爲一則・民爲一則」という方法が、府當局へ提案され、「該府七州縣、已行屢年、民甚便之」という狀況があつた。これは嘉靖六年十二月、南方における均則を朝廷へ提案して拒否された吏部尙書桂萼が、自から正徳八年（一五一三）武康縣知縣であつた時の調査によるものである。（皇明經世文編・卷一八〇・請修復舊制以足國安民疏〔均地均糧〕）桂萼は、やがて劉天和によつて（おそらくより整備された形で）定例化されるこの方法が、「至今（嘉靖六年）、蘇・松・常・鎮・杭・嘉六府各州縣、又莫不欲取法于湖州府者」というように、「官田地帶」の各府に影響を與えながらも、「所以阻之者……南方官豪之家、欲得獨出輕則之田糧、不肯爲重則里甲均苦」という事情によつて施行し得なかつたことをも述べている。康熙安吉州志・卷五・田賦が傳える弘治年間（一四八八―一四九九）の、「官田重則・輕則、民田重則・輕則」別の方法（各々田一畝あての詳細な銀・米徵收率が附せられている）は、あるいは桂萼のいう官・民二則化かもしれない。しかし、

彼の赴任時、すでにこの方法は過去のものとなっていた。

すなわち正徳七年（一五一二—一五）には、再び、趙登の四等起耗の方法が完全に復活している。正徳一四年の劉天和と許庭光の上奏、同一五年の劉天和の官民二則化に關する各記事などにかがわれる方法は、以上述べて来たように在地で根強く試行錯誤をつづけながら蓄積されて来た諸方法を、「烏程縣糧〔長〕塘〔長〕老〔人〕王元等」なる稅糧徵收・輸送徭役負擔層らの意見を吸收することによって、定例化したものに外ならないであろう。さらに、正徳末年の湖州府稅糧徵收制度の改革にあたつて注意しておかねばならないのは、劉天和（光緒孝豐縣志・卷八・祥異志）も、許庭光（同上、同治湖州府志・卷四五・前事略・記兵、四友齋叢說・卷六・史二）も、正徳一二年（一五一七）、府下孝豐縣廣苕鄉の湯毛九によつて起された人民の叛亂を鎮壓するために、一定の役割を演じた人物だったことである。許庭光が「均糧」を主旨とする上奏（本文參照）の中で、「今湖州之民所患者、豈但不均而已、難（嘉靖府志では艱と作る）貧之極、相聚亡耻、苟延性命、無所不至」ととくにふれ、劉天和が、官田重則部分の實質負擔減少に不可欠な「京庫折銀」の公平分配を延々と請う上奏（本文參照）の中で、「浙之諸郡言通負者、莫如烏程歸安等縣東七千西八千等圩、田土荒蕪彌望、重以孝豐大盜甫除、習俗未改、獄案繁興、公私俱困、浙之諸郡言多事者、莫先焉」と言及しなければならなかった背後には、叛亂が直接間接に稅糧徵收に及ばず影響への彼らの恐れがあった

のである。

太湖周邊の官田地帯で、連鎖的に進行していく「均糧」化の先鞭が、湖州知府たる劉天知と、都御史巡視浙江たる許庭光によつてつけられ、かつ、その基本的方法が打ち出された歴史的な環境は、以上の如くである。（なお桂萼の武康縣赴任を正徳八年としたのは、嘉靖湖州府志・卷一二・名官列傳上による。）

②③ 應檀の「議」（後、現實に施行される）の内容は、利病書・原編第七冊・武進縣志、「併徵均則法」の名稱は、萬曆常州府志卷四・錢穀三・徵輸による。

②④ 常州府下の各縣に行なわれた「徵一」の數値の合算結果である同府の「徵一」の數値は左の如くである。零細な單位は、省略する。

「嘉靖十六年、本府原額官民田地山灘塘蕩淹汙埂五七〇七三頃四〇畝、……中略……實徵起科官民田地山灘塘蕩淹汙埂五五三九二頃三一畝、實徵秋糧・夏稅・馬草・鹽鈔・義役等正耗平米一〇四三二一三石、內除魏國公莊該納、無錫宜興二縣自運京庫及存留外、實該均攤正耗平米一〇三九七二九石、內該本色起・存正耗平米三九五〇九七石、折色金・白・布價銀二五七八五二兩」（萬曆常州府志、卷四、錢穀三・徵輸）

②⑤ 常州府下の各縣に行なわれた徵收率の二元化の具體的數値はたとえば武進縣、無錫縣では左の如くである。單位は斗。「武進縣……中略……官田地每畝科平米四・三七七、民田地每畝科平米一・九〇七、民山灘塘蕩淹汙埂每畝科平米

○・三九九〇六……中略……無錫縣……中略……官田地每畝科平米三・三三、民田地每畝科平米一・五九〇六九、官民山每畝科平米〇・二、……以下略」(萬曆常州府志、卷四、錢穀三・徵輸)

②6 利病書・原編第七冊・武進縣志

②7 同右。この武進縣志の原本は、日本にはない。

②8 萬曆鎮江府志・卷五・賦役志

②9 嘉靖湖州府志・卷八・食貨志・嘉靖二十年十二月湖州府申文

③0 従つて、隣府嘉興府海鹽縣の均糧促進論者錢薇が、一則化施行の範として彼の名前をあげるのは言葉の嚴密な意味では正しくないわけであり、この舉のもつ劃期的意義故に傳わつていた譯の令名を誤聞したものであらう。(出典は本文78頁の1・2・3)

③1 嘉靖嘉興府圖記・卷八・物土同右

③2 天啓海鹽縣圖經・卷五・食貨上

③3 同右及び同書・卷九・官師篇上

③4 崇禎嘉興縣志・卷一一・官師

③5 嘉靖嘉興府圖記・卷八・物土

③6 錢薇の均糧議、出典は本文78頁の3。

③7 嘉靖嘉興府圖記・卷一二・人文三・官師

③8 註③と同箇所左のようについて。

未行、徐泰所云、上吏按籍、稱故事、旋議旋罷者是也、當時不利於均者、借紛更名、箝制之至、取上旨申飭、如會典

所載六年九年詔令、一云、不許改科立新法、一云、將則令更改者、通行禁革、此必有大力量者爲之主持、趙公此舉、更不奏聞朝廷、只申都院歐陽公必進・按院裴公紳、詳允便行、尤爲有見

③9 又、本文78頁、錢薇2には、在地の均糧反對論の、次のようなタイプがあげられる。「或曰、官・民・麥田、非私名也、乃國家等則有此、昔已定制、而今輒更、無乃不可乎」本文77頁にふれた、「趙瀛議」に次の如くいう。なお、これは、この府における「徵一」の操作施行の一例證とならう。

及照兩京白糧、常年全派輕田人戶輸納、緣會計議、加春折白耗等米、每正白糧一石、准除小民糴平米大約一石五斗之數、今議官給糴米二石、與各運糧、自行春解、不必派民、其金花折銀、原議每兩准米肆石、儘派重田貧民輸納、今議并入草麥銀內、每兩照依白銀、准實米二石、多出二石、槩免於民

④0 なお、「趙瀛の議」を載せる後代の地方志は、殆んどの場合「一則化」の事實のみを注目し、ここに引用した部分とそれにつづく後半部分を省略するので、「均糧」・「徵一」の意義と内容が、不分明になつて了つてゐる。

④1 本文78頁錢薇1に「國初兵燹之餘、東南生齒未甚繁、田野未盡闢、當時水田雖可征稅、而旱地猶未耕墾、是亦有不能爲均者……而今不然矣、官民麥地之田、無畝不歲耕、無耕不歲熟、無熟不歲穫、獨其徵糧之則、反有重有輕、是時之不可不均者也」とある。

④2 なお、「富豪」の獨占については本稿(下)「五」「趙瀛

議」からの引用文を参照のこと。

④1 本文78頁・錢薇2に左のようにある。

官田之糧、一畝之輸、有至五斗者、民田則五升至八升而止、麥地則三升至五升而止

④2 前稿(上) 第3、4表、及び註6参照

④3 前稿(下) 参照

④4 前稿(下) 及び、明史一五三・列傳四一・周忱

④5 正徳松江府志・卷七・田賦・上の記載に依據する崇禎松江府志卷八・田賦上、それを寫した利病書・原編第六冊・蘇松、等々が、みないう「杜宗恒」とは、嘉慶松江府志・

卷五一・古今人傳にいう、府下上海縣人杜(字宗原)の弟「杜恒」(字宗表)であらう。永樂三年の貢士、金華衛經歷をつとめ、「曾上書當事、請減浮糧」とある。

④6 崇禎松江府志・卷八・田賦上、「正徳六年巡撫右僉都御史張鳳復論糧加耗并銀布折徵舊例」項下、張鳳の「復舊規革弊便民案」中に、彼の意見として「松江一府、大戸多輕則之田、小戸多重則之賦、論田加耗、若便小民、然斗則數多、書手作弊、雖精于算者、亦被欺瞞、況小民乎」と述べる。

④7 右の「便民案」の中で張鳳が「論糧加耗」施行の根據として引く、「上海縣耆民朱禪等呈」は、かかる論法の典型。その詳しい内容は、以下の種々の「均糧議」参照。この大戸に有利な論糧加耗は、大勢として否定されていく。

④8 なお、このことを含めて松江府の「加耗」問題については、皇明經世文編・卷二六八・徐獻忠・復劉沂東加耗書の

二つの篇に詳しい。四友齋叢説・卷一三・史九で、何良俊は、歐陽鐸の指示による「論田加耗」を痛烈に非難するが、それが特定の立場による偏向をもつことは、この比較的客観性ある徐獻忠の書簡によって明らかである。

④9 註④8の徐獻忠書簡

⑤0 中央權力の税糧・徭役徵收制度と松江府下農村内部との相互關係を頗ぶる具體的に述べる「雲間舉目抄」には、

「隆慶三年、生員張內蘊建爲清丈均糧之說、請于當事者、當事者是其議、請于朝、乃簡命僉事鄭元韶、董其役、元韶卽本府同知也、于是廣詢輿論、分上中下三鄉、以定斗則、華亭每畝科正米二斗四升五合、上鄉加耗一斗二升、中鄉七升五合、下鄉三升、護塘外者免、上海每畝科正米二斗二升五合、上鄉加耗一斗、中鄉六升、下鄉三升、護塘外者免」(卷四・記賦役)

という。隆慶三年とは、崇禎の府志によれば鄭元韶の、清丈と均糧が完成された年であり、「生員張內蘊」の建議の日付自體は、三年以前に遡るであらう。「當事者」とは、府志の記述における「奏言」者、すなわち隆慶元年から三年にかけて應天巡撫であった林潤(二十五史補編、明代督撫年表)であらう。なお、右の記事によって「全熟田」なるものが、正常な税糧徵收對象としての土地であることは、明らかとならう。